

第5 環境配慮指針

工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議における環境配慮指針

平成12年 4月1日発行

平成12年10月1日改正

第1 総則

- 1 この工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議（以下「事前協議」という。）における環境配慮指針（以下「環境配慮指針」という。）は、静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）第10条第1項及び第2項に基づき協議を行う事業者が環境の保全に関し配慮すべき事項を示すものである。
- 2 事前協議を行う事業者は、この環境配慮指針に基づき、自ら配慮した内容を、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成11年静岡県規則第9号）様式第1号に定める協議書に記載し、知事と協議しなければならない。
- 3 この環境配慮指針は、今後の事例の積み重ね等に応じて適切な判断を加え、必要な改定を行うものとする。

第2 公害等の抑制に関する配慮

- 1 大気汚染の防止
 - (1) 燃料の使用に当たっては、都市ガス、液化石油ガス、灯油その他のいおう酸化物、窒素酸化物等の発生量がより少ない良質のものを使用すること。
 - (2) ばい煙の発生により少ない施設の設置及び使用並びに施設の適正な管理により、大気汚染物質の発生防止に努めるとともに、最新の処理設備により、可能な限り大気汚染物質の排出削減に努めること。
- 2 水質汚濁の防止
 - (1) 水質汚濁物質の発生により少ない施設の設置及び使用並びに施設の適正な管理により、水質汚濁物質の発生防止に努めるとともに、最新の処理設備により、可能な限り水質汚濁物質の排出削減に努めること。
 - (2) 施設の適正な管理により、有害物質による地下水汚染を防止すること。
- 3 騒音及び振動の防止
 - (1) 設備には、最新のより低騒音又は低振動のものを採用するとともに、より効果の高い防音対策又は防振対策を講ずるよう努めること。
 - (2) 設備等の配置に当たっては、周辺地域への騒音又は振動の影響を可能な限り低減するよう努めること。

4 悪臭の防止

悪臭の発生のより少ない施設の設置及び使用並びに施設の適正な管理により、悪臭の発生防止に努めるとともに、最新の悪臭処理設備により、可能な限り悪臭の排出削減に努めること。

5 土壌汚染の防止

施設の適正な管理により、有害物質による土壌汚染の防止に努めること。

6 地下水の保全

- (1) 冷却水の循環使用、生産工程における水の再利用、雨水貯留水槽の設置等により、地下水の採取量の削減に努めること。
- (2) 雨水浸透枿の設置、雨水の浸透効果が高い舗装方法の採用等により、地下水のかん養機能の保持に努めること。

7 温室効果ガスの排出抑制

- (1) 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定める物質をいう。）の排出の抑制等に努めること。
- (2) 国、県及び市町村が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力すること。

8 低公害車の導入等

- (1) 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車その他の環境への負荷の少ない自動車の導入に努めること。
- (2) 輸送効率の向上や公共交通機関の利用を図ること等により、自動車の走行量の抑制に努めること。
- (3) アイドリング・ストップ等エコドライブに努めること。

第3 指定化学物質の適正な管理に関する配慮

1 受入れ、保管及び使用の量及び方法の把握

- (1) 指定化学物質の受入れ、保管及び使用の量及び方法を把握し、台帳に整理すること。
- (2) 混合物については、指定化学物質の主要成分ごとに量を把握すること。

2 指定化学物質の危険性及び有害性の把握

- (1) 取扱う指定化学物質製品の成分、物理化学的性状、危険性、有害性及び関連する法規並びに汚染及び事故の事例等の情報を収集すること。
- (2) 情報は、定期的に更新すること。

3 排出及び廃棄の量及び方法の把握

- (1) 指定化学物質の環境中への排出（漏えいを含む。）並びに廃棄の量及び方法を把握すること。
- (2) 排出ガス及び排水中の濃度測定又は指定化学物質の使用量等からの推計等により、指定化学物質の大気及び水への排出量並びに廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量の把握を行うこと。

4 指定化学物質を含む廃棄物の適正処理

- (1) 指定化学物質を含む廃棄物の発生の抑制に努めること。
- (2) 指定化学物質を含む廃棄物を廃棄する場合にあっては、適正な処理を行うこと。
- (3) 指定化学物質を含む廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用、受託業者の許可取得状況及び処理現場等の確認を実施すること。

5 自己監視及び自主測定

- (1) 指定化学物質の排出量及び漏えいを監視する設備の設置に努めること。
- (2) 取扱う指定化学物質に応じ、排出ガス及び排水の定期的な自主測定に努めること。

6 その他

（事業所内の表示等）

事業所内の適切な場所に管理体制図、指定化学物質の安全情報、災害及び事故対応措置、緊急時の連絡先、機器及び配管等の点検のポイント等必要な事項を表示し、従業員等への周知の徹底を図ること。

第4 廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する配慮

1 長期使用、再利用又は再生利用

- (1) 製品等の構造及び材質については、長期使用、再利用又は再生利用を意図した設計又は仕様を採用すること。
- (2) 使用済み製品等については、回収ルートの整備又は再生技術の開発等により、再生資源としての利用を高め、又は再利用の推進を図ること。
- (3) 製品の梱包等については、簡素化若しくは繰り返しの使用を図り、又は再生の可能な構造や材質を採用すること。

(4) 事業所内での再生品の積極的な利用を推進すること。

2 減量化又は再資源化

(1) 製品等の設計又は仕様、製造工程等を見直すことにより、事業所内から発生する廃棄物の排出抑制を図ること。

(2) 事業所内で発生した廃棄物は、自らの再利用を推進すること。

(3) 事業場内で回収した廃棄物は、再資源化するための分別を行うとともに、その保管のための施設等を設けること。

(4) 分別した廃棄物は、自ら再生利用等をする場合を除き、再生を行う事業者へ委託すること。

3 適正な処理による公害の防止

(1) 廃棄物の自己処理に当たっては、技術面などの検討を加え、適正な処理計画を定め大気汚染、水質汚濁等の公害を発生させないよう施設の管理等に十分留意すること。

(2) 廃棄物の処理を委託する場合には、当該廃棄物の定期的な性状把握、委託契約前における廃棄物処理施設の現地確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト）や定期的な施設訪問等による処理状況の確認、当該委託業者によるその性状や取扱上の留意事項の伝達を行うこと等を定めた管理規程を整備するとともに、当該業務を的確に遂行するための管理体制を整えること。

第5 環境マネジメントシステム等の導入に関する配慮

1 環境の保全のための方針・目標・計画の作成

(1) 環境の保全の取組に関する理念及び行動指針を取りまとめた基本方針を定め、これを文章化し、すべての従業員に周知させること。

(2) 基本方針を達成するための行動目標を設定すること。

(3) 行動目標を達成するための手段、日程、責任部署等を明らかにした行動計画を定めること。

2 環境の保全のための役割、責任及び権限の体制の明確化

(1) 環境の保全に係る管理責任者及び専門部署又は担当者を設置すること。

(2) 環境の保全の組織を明示した組織図を作成すること。

3 環境に係る情報の把握

(1) 自社の事業活動に係る環境に係る情報の把握に努めること。

(2) 環境に関する取組状況を記録し、整備しておくこと。

4 事故等への対応手順書の作成

事故等の発生時の通報、必要な措置等の対応手順を定めておくこと。

5 事故防止のための訓練の実施

過去における事故等の記録、他の事業所における事故等の事例等を基に、事故等を想定した訓練を実施すること。

6 環境の保全の取組状況等の定期的な点検の実施

(1) できる限り客観性を保つことができる部署又は担当者が、環境の保全の取組状況等について定期的に点検し、行動目標に対する実績を調査し、経営責任者に報告すること。

(2) 点検結果を基に、1 から 5 までに掲げる環境に係るシステムの見直しを行うこと。